

平成31年度 三郷市立丹後小学校 いじめ防止基本方針

三郷市立丹後小学校

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない問題である。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）第2条において、いじめについて次のように定義している。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係**にある他の児童が行う心理的または**物理的な影響**を与える行為（**インターネット等を通じて行われるものを含む**）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ※ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ※ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

本校においても、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動を細かく観察するものとする。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士のけんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もある。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。

【暴力を伴うもの】

- ①軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ②ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

【暴力を伴わないもの】

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③金品をたかられる。
- ④金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止等の丹後小学校における取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、校長が任命した構成員からなる、「いじめ対策委員会」を設置する。

イ「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、
人権教育主任

※ 原則として、いじめ対策委員会の協議は上記の構成員により実施する。

ただし、必要に応じて他の委員を加える。

※ 重大事態への対応等、必要に応じて関係機関等の協力を依頼する。

- ・スクールカウンセラー（早稲田中学校配置 S C）
- ・吉川警察署署員
- ・児童相談所所員 等

ウ 「いじめ対策委員会」は、次の役割を担う。一部の役割については生徒指導部と連携して担う。

(ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという P D C A サイクルの検証の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

(オ) いじめ防止の各種プログラムを準備提供する役割

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、道徳の授業をはじめとする全教育活動をとおして、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を展開し、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、日常の授業に

おける協同学習、ブロック別活動（縦割集団での活動）、ボランティア活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 特別活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流し、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主的・主体的な活動を、学校行事をはじめとして、あらゆる機会を通じて行う。児童会企画委員発案による「あいさつ運動」「あいさつじゃんけん」の取組では、互いにあいさつを活発に交わす活動を通して心の通い合う温かな雰囲気のある学校を児童自ら創っていかうとする態度を養う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、「いじめ撲滅宣言」の取組を充実させる等、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 児童の夢を育む「夢ノート」の実施

5，6年生の児童に毎日「夢ノート」に取り組ませる。将来の夢の実現へ向け日々の目標を立て、その努力を毎日振り返り「夢ノート」に記入する。自分の努力の足跡を「夢ノート」に蓄積させ、自己有用感・成就感を味わわせることにより、志高く夢をもつ児童を育成する。

オ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に「授業のこころえ」に基づき、授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

カ 生徒指導・教育相談委員会の開催

月1回、生徒指導・教育相談委員会を開催し、教職員が情報を共有し、課題と指導の重点・方策を確認する。共通理解・共通行動の下、積極的な生徒指導を行うことで、児童の自己指導能力を育成し、ひとり立ちできる人づくりを目指す。

キ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、早稲田中学校区地域青少年育成会、民生委員・児童委員等と定期的に情報交換したり、学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

ク インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを指導する。また、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

保護者に対しては、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。また、学校ホームページに埼玉県教育委員会からの「ネットトラブル注意報」を掲載し情報提供することにより、保護者・地域への注意喚起を図る。

ケ 東日本大震災被災児童等への配慮

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身の多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

児童を対象に、毎学期2回程度質問紙調査を実施し、支援を要する児童や各学級の課題を把握する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

原則として、「記名」で全校一斉に実施し、学級担任等が用紙を回収する。

各担任がアンケート回答の点検を行い、「いじめ対策委員会」がその結果を集約する。学級担任等は、アンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、教育相談日等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

(ウ) その他

- ① 日常取り組んでいる生活の記録の日記など、児童がいじめ等の問題を訴える複数の手段によって情報を収集する。
- ② 生徒指導主任と人権教育主任が、いじめについて定期的に情報交換会を行う。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（オ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。必ず複数名で対応する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。必ず複数名で対応する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

(オ) いじめの解消

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされる必要がある。

◇いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続していること。

◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、

教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適時・適切に連絡する。また、関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

ア 研修

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等に迅速かつ適切に取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（5月、8月）、校内研修を行う。

5月・・・質問紙調査の実施とその活用について

8月・・・ケース研究、いじめ対応の課題と改善

イ 自己点検

教職員の言動が、いじめを誘発したり、いじめそのものになったりしていないかを自己点検する機会を設定する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会・学級懇談会等の機会に情報交換を行う。「丹後小学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

「いじめ対策委員会」を衷心として、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等

を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

（７）取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付け、その結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。また、「いじめ対策委員会」を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

５ 重大事態への対処

（１）重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を負った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。
ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

（２）重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに校長に報告する。

イ 児童・保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があるため、重大事態として必ず調査を実施する。その際、「いじめ対策委員会」が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。